

学校法人 利晶学園 2027年度 専任教諭・常勤講師募集要項

学園名称	学校法人 利晶学園 (2025年4月1日より「大阪初芝学園」から「利晶学園」へ法人名が変わりました)												
所在地	〒599-8125 大阪府堺市東区西野 194 番地 1												
募集職種	①中学校・高等学校 専任教諭・常勤講師 募集教科【社会(日本史・世界史)、数学、理科(物理・生物)、英語、保健体育、情報】 ②小学校 専任教諭・常勤講師												
募集内容	①中学校及び高等学校の授業、担任業務を主に担当、その他教員としての職務全般 ・社会は「歴史総合」または「日本史探究」、「世界史探究」が教えられること。 ・理科は「物理」または「生物」が教えられること。 ②ア) 小学校の授業、担任業務を主に担当、その他教員としての職務全般 イ) 小学校の英語教育を主に担当、その他教員としての職務全般												
募集人員	若干名												
勤務地	◆利晶学園大阪立命館中学校高等学校(堺市東区西野 194-1) (※旧 初芝立命館中学校高等学校) ◆利晶学園中学校高等学校(富田林市彼方 1801) (※旧 初芝富田林中学校高等学校) ◆初芝橋本高等学校(和歌山県橋本市小峰台 2-6-1) ◆利晶学園小学校(堺市東区西野 194-1) (※旧 はつしば学園小学校) ※当法人の発令に基づく人事異動がある。												
受動喫煙対策	敷地内禁煙												
採用予定日	2027年4月1日												
待遇	<p><b>【専任教諭としての採用の場合】</b></p> <p>○本学園給与規程による(規程により初任給を定める)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昇給あり/年1回</li> <li>・賞与あり/6月,12月 賞与 2025年度実績 4.7ヶ月+106,000円(採用初年度は日割り計算あり)</li> <li>・退職金あり</li> <li>・年収例 490万円(30歳担任/扶養家族なし) 855万円(46歳担任/扶養家族あり)</li> </ul> <p>○勤務時間(1年単位の变形労働時間制を採用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間例:月~金 8時30分~17時15分 土 8時30分~13時15分</li> </ul> <p>○休日等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日及び祝祭日(行事等により勤務の場合あり)</li> <li>・年次有給休暇(初年度10日) 夏季休暇 年末年始休暇 産前産後休暇 育児休暇 働き方改革推進休暇(年120時間) その他学園規程による。</li> <li>※勤務時間、休日等は勤務校で定める勤務カレンダーによる。</li> </ul> <p><b>【常勤講師としての採用の場合】(有期雇用)</b></p> <p>○本学園給与規程による(規程により初任給を定める)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>号 俸</th> <th>月額(本俸+調整手当)</th> <th>年 収</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1年目) 1号俸</td> <td>月額 360,000円</td> <td>年収 4,320,000円</td> </tr> <tr> <td>(2年目) 2号俸</td> <td>月額 375,000円</td> <td>年収 4,500,000円</td> </tr> <tr> <td>(3年目以降) 3号俸</td> <td>月額 390,000円</td> <td>年収 4,680,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別途、本学園規程の特殊勤務手当(宿泊手当等)及び職務手当(担任手当等)の支給あり。</li> <li>・職務経歴に関わらず採用初年度は1号俸とする。</li> <li>・賞与なし</li> <li>・退職金なし</li> <li>・原則1年毎の更新(更新回数は4回を限度とする)。満60歳を迎えた翌年度の労働契約の更新はしない。</li> </ul> <p>○勤務時間及び休日等は専任教諭と同じ。</p>	号 俸	月額(本俸+調整手当)	年 収	(1年目) 1号俸	月額 360,000円	年収 4,320,000円	(2年目) 2号俸	月額 375,000円	年収 4,500,000円	(3年目以降) 3号俸	月額 390,000円	年収 4,680,000円
号 俸	月額(本俸+調整手当)	年 収											
(1年目) 1号俸	月額 360,000円	年収 4,320,000円											
(2年目) 2号俸	月額 375,000円	年収 4,500,000円											
(3年目以降) 3号俸	月額 390,000円	年収 4,680,000円											

社会保険	私学共済（健康保険、厚生年金）、雇用保険、労災保険
応募資格	<p>1. 2027年4月1日から勤務できる者</p> <p>2. 教育職員免許状等</p> <p>募集職種①：募集教科の中学校及び高等学校の教育職員免許状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会は中学校「社会」及び高等学校「地理歴史」、「公民」の免許状を取得していること。</li> <li>・理科は高等学校の免許状のみでも応募可。ただし採用後5年以内に中学校の免許状を取得すること。</li> </ul> <p>募集職種②：小学校の教育職員免許状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校のイ) 英語教育を主に担当する者は、小学校教育職員免許状あるいは中学校及び高等学校の「外国語（英語）」の免許状を取得していること。</li> </ul> <p>※上記をそれぞれ取得していること、あるいは2027年3月末までに取得見込であること。</p>
応募資格 (特記事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</li> <li>・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</li> <li>・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。</li> </ul> <p>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。</p>
提出書類	<p>①エントリーシート1部（本学園HP上の所定の書式、写真貼付のこと）</p> <p>②最終学歴の卒業（修了）証明書または見込証明書</p> <p>③受験票返送用定形封筒 長形3号封筒1部。（410円切手を貼付、返送宛先（郵便番号・住所・氏名「様」）を記載のこと）</p> <p>※書類到着確認後、受験票を送付します。ただし7月22日（水）までに届かない場合、ご連絡ください。</p>
書類提出先	〒599-8125 大阪府堺市東区西野194番地1 学校法人 利晶学園 法人事務局 総務部 宛 ※送付にあたっては、角形2号封筒を使用し、「応募書類在中」と朱書きすること
提出締切	<b>2026年7月13日（月）必着。郵送に限る。</b>
選考方法	<p>採用試験はいずれの職種も「専任教諭採用試験」として実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>①筆記試験（専門教科）②適性検査</li> <li>7月25日（土）9時30分～ ※予定 本学園にて。（詳細は受験票にて通知）</li> <li>※小学校のイ) 英語教員の希望者は英語の筆記試験を受験していただきます。</li> </ul> </li> <li>・第2次試験 面接・模擬授業</li> <li>8月22日（土）、29日（土）、30日（日）のいずれか。（詳細は第1次試験合格者へ通知）</li> <li>・第3次試験 面接</li> <li>9月12日（土）※予定（詳細は第2次試験合格者へ通知）</li> </ul>
選考会場	学校法人 利晶学園 北野田キャンパス（堺市東区西野194番地1） 南海高野線「北野田」駅 西出口より徒歩約15分
備考	<p>[問い合わせ先] 学校法人 利晶学園 法人事務局 総務部 TEL：072-235-6060</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募書類は返却しません。提出された個人情報は選考以外の目的に使用することはありません。</li> <li>・専任教諭と常勤講師以外に非常勤講師も募集します。</li> </ul> <p>エントリーシートの該当箇所に希望の有無をご記入ください。</p>

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
  - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。